

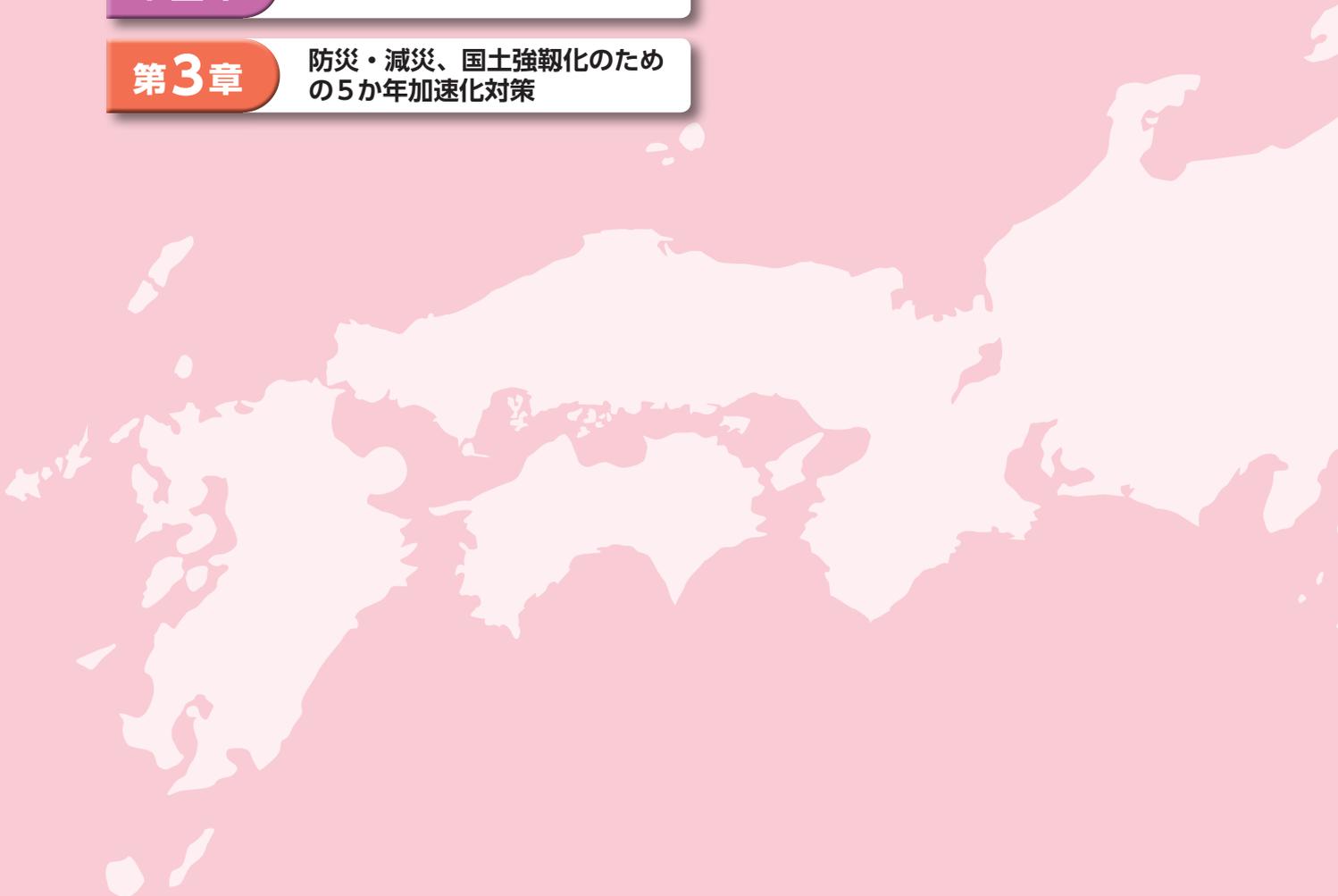
特集

# 新型コロナウイルス 感染症の影響下 における災害対策

第1章 令和2年度の災害

第2章 さらに災害対策の拡充

第3章 防災・減災、国土強靱化のための  
5か年加速化対策





新型コロナウイルス感染症については、一部の地域で感染拡大が見られ、令和2年3月26日に政府対策本部が設置されるなど、政府として危機管理上重要な課題として、対策が講じられている。このような状況の中で、令和2年度は日本各地で豪雨や地震、大雪等の災害が発生した。特に、令和2年7月豪雨や令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震等の災害により顕著な被害が発生した。新型コロナウイルス感染症の影響下での自然災害においても、住民等に対して必要な支援と感染症対策が実施できるように、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた防災対策等を今後も維持・向上していく必要がある。

令和3年版防災白書の「特集」は、新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策を主なテーマとし、新型コロナウイルス感染症の影響下における自然災害に向けた準備及び令和2年度に発生した主な災害の被害状況、政府対応等について概説する（第1章）。その上で、さらなる災害対策の拡充として「災害対策基本法等の一部を改正する法律」や住民の避難行動対策等について概説する（第2章）。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について概説する（第3章）。

## 第1章 令和2年度の災害

### 第1節 新型コロナウイルス感染症の影響下における災害対策

#### 1-1 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所の対策について

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止のために政府を挙げて取り組んでおり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、令和2年4月以降、累次にわたって通知等を発出し、（1）分散避難に向けた行動の周知、（2）ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進、（3）避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の周知、（4）災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有など、感染症対策に万全を期すよう、関係省庁が連携して地方公共団体の取組に対して様々な助言を行った。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/korona.pdf>

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinan_korona.pdf)）

なお、避難所における感染症対策に係る従来からの取組としては、政府として、避難所に係る各種ガイドライン等<sup>\*</sup>を定め、避難所において必要な対策を講じるよう市町村に対して周知している。

<sup>\*</sup>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）

（参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605kankyokakuho.pdf>）

避難所運営ガイドライン（内閣府）

（参照：[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_guideline.pdf)）

避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）

（参照：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121878.html>）

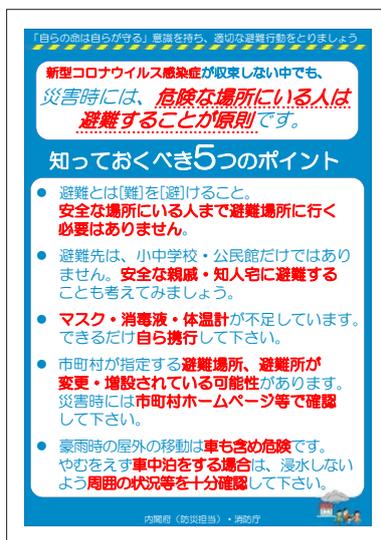
#### （1）分散避難に向けた行動の周知

新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険性が高まっている場所にいる人は、避難場所を始めとする安全な場所に避難することが原則であり、3つの「密」の回避にも寄与す

る観点から、①「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと、②避難先は避難場所・避難所に限るものではなく安全な親戚・知人宅等も避難先となること等について住民の理解を促すよう、地方公共団体に対して、チラシを各戸に配布又は回覧し住民に確認してもらうよう依頼した。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>)

#### 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について



出典：内閣府資料

### (2) ホテル・旅館等も活用した可能な限り多くの避難所の開設の促進

発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることが重要である。このため、地方公共団体に対して自らの公共施設だけでなく、ホテル・旅館等や国等の研修施設等の活用を速やかに検討するよう通知した。

#### ①ホテル・旅館等の活用

災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性がある。都道府県においては、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう支援することが重要である。その際、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、都道府県の防災担当部局や保健福祉部局がよく連携・調整を図った上で進める必要がある。内閣府、消防庁、厚生労働省においては、このような取組を行い、ホテル・旅館等の活用を速やかに検討するよう地方公共団体に対して通知を发出し、取組を促した。

また、厚生労働省及び観光庁においては、都道府県の宿泊団体等に対して、受入れ可能なホテル・旅館等のリストをあらかじめ作成し、地方公共団体から借上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をいただくよう、地方公共団体の取組を支援した。

(参照：[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428\\_taiou.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf))

#### ②各省庁や独立行政法人等の所有する研修施設等の活用

各省庁及び所管の独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出に協力するよう、内閣府及び消防庁から各省庁に対して協力を依頼するとともに、各省庁及

び各省庁所管の独立行政法人等の貸出可能な施設のリストの作成を依頼した。

各省庁で作成したリストは、内閣府より都道府県を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供した。

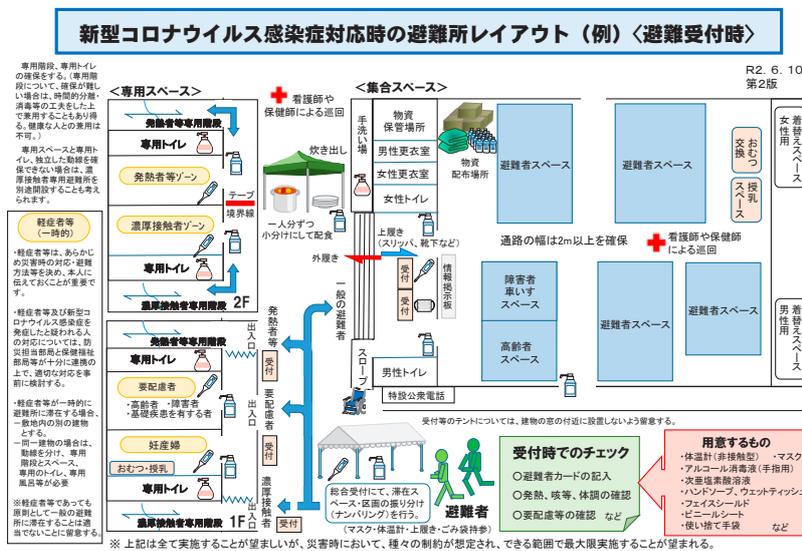
(参照：http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/syukuhaku.pdf)

### (3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の周知

#### ① 避難所のレイアウト、スペースの利用方法等

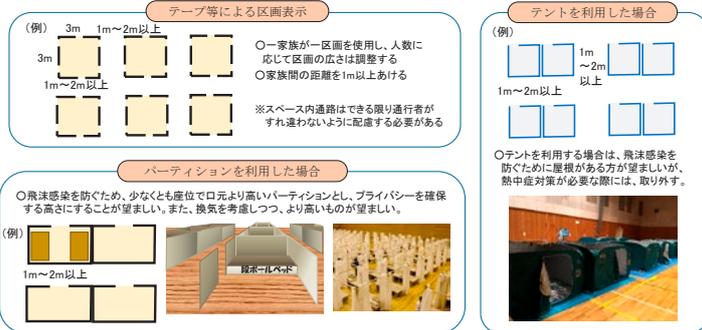
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト、パーティションやテント等を活用した健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト等の参考例を作成し、地方公共団体に周知し、現場での対応を支援した。

(参照：http://www.bousai.go.jp/pdf/0610\_corona.pdf)



#### 健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト (例)

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障害者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下同様の考え方で利用することも考えられる。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。  
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。  
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、できる範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府

#### ② 避難者の健康管理や避難所の衛生管理等の留意事項等

地方公共団体における避難所の開設・運営などの参考となるよう、自宅療養者等の避難先等の検討や、避難者の健康管理に関することの準備、濃厚接触者専用の避難所の検討、避難所における衛生管

理のためのスペースの利用方法等の検討、避難所の衛生環境の確保、十分な換気の実施やスペースの確保などについて、Q&Aやポイント集、オンライン動画などを作成し、関係省庁連名で地方公共団体に通知し、事前の準備等を要請した。

(参照：[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_QA2.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA2.pdf)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19\\_tsuuchi.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf)  
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>)

### ③物資の備蓄等

内閣府及び消防庁においては、災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資の備蓄に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であり、この交付金の活用も検討の上、備蓄を進めるよう地方公共団体に通知した。

### (4) 災害発生時における新型コロナウイルス感染症患者等に関する情報共有

都道府県、保健所設置市又は特別区の保健福祉部局が保有する新型コロナウイルス感染症に関する情報について、適時適切に都道府県及び市町村の防災担当部局と情報共有が図られることは、災害時の対応を適切に行う観点から有用であると考えられることから、内閣府、厚生労働省等から、平時や、台風接近等に伴い災害発生のおそれがある場合又は災害発生時などにおける情報共有の留意事項について地方公共団体に周知した。

(参照：[http://www.bousai.go.jp/pdf/corona\\_0708.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf))

## 1-2 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた物資の確保について

大規模災害発生時に避難所で必要な物資については、地方公共団体が備蓄するのが基本であるが、新型コロナウイルス感染症対策として必要なパーティションや衛生用品については、令和2年の出水期を迎えるまでに、流通状況等の問題もあり、地方公共団体において必ずしも十分には備蓄できていない状況であった。

そのため、内閣府は、厚生労働省を始め関係機関と連携し、地方公共団体における感染症対策物資の確保を支援するため、各地方公共団体内の衛生部局や民生部局と防災部局間でのマスク等の備蓄の融通が可能である旨の技術的助言等を行うとともに、厚生労働省が把握するマスクの販売業者に係る情報提供や、優先供給スキームの活用を通じた手指消毒用エタノールの購入支援など、前例のない省庁横断的な対策を実施し、迅速な地方公共団体の物資確保の支援に努めた。

また、避難所の生活環境改善の観点から早期の支援が必要であるが、製造に一定の時間を要するため、内閣府において備蓄している段ボールベッドに加え、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生用品（マスク、消毒液等）やパーティション等の感染症対策物資の備蓄も行い、早期のプッシュ型支援に備えた。

(参照：[http://www.bousai.go.jp/pdf/0612\\_mask.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617\\_corona\\_ethanol.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf)  
[http://www.bousai.go.jp/pdf/0619\\_corona\\_mask\\_ethanol.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf))

## 1-3 その他の対応について

### (1) 罹災証明書交付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、被災した住家の調査や罹災証明書交付業務において、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、感染防止対策を取りまとめ、全国の地方公共団体に周知した。

(参照： [http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/colona\\_risai.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/colona_risai.pdf))

## (2) 応援職員派遣について

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での国の職員の応援派遣に当たっては、長期間健康状態に問題がなく、周囲にも体調不良者のいない職員であることを前提に、マスクの着用や手指消毒、共有物品の消毒の徹底等、感染防止対策に留意しながら実施している。

令和2年7月豪雨の際には、熊本県からの要請を踏まえ、職員派遣前に各省庁において県作成の衛生等に関するチェックリスト記載項目を周知徹底すること、着任後には毎日の体温測定や味覚異常などの自覚症状の確認等の体調管理を徹底し、健康状態を現地各所属の責任者に対して報告することを関係省庁間で周知徹底した。

地方公共団体からの応援職員の派遣についても、感染症の拡大防止に万全を期すことが重要であり、被災地への迅速な応援派遣を行うため、国の職員と同様に、健康状態を確認した上で派遣することや、派遣中及び帰任後を通じて派遣職員の健康管理を徹底することなど、対応に当たっての留意事項を通知した。

(参照： [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000689055.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf))

## (3) 災害ボランティアについて

災害発生時には、被災地の内外からボランティアが駆け付け、様々な被災者支援活動を行うなど、ボランティアは被災地の復旧・復興、被災者の生活再建において重要な役割を果たしている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響下においては、ボランティアが被災地で支援活動を行う場面において感染が拡大することがないように留意する必要がある。そのため、ボランティア活動の調整等を行う、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）や全国社会福祉協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響下におけるボランティア活動に関し、留意事項をそれぞれ示した。内閣府は、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響下においてボランティアの受入れが被災地域や近隣地域など限られた範囲での対応となるなど活動人員等に制約のある条件下で、被災者支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO等が一層連携するよう地方公共団体に通知し、対応を促した。

(参照： <http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>)

### ①「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」(JVOAD作成)

下記3つの事項を災害対応の基本方針として示しており、その他に従来の災害対応と異なる点、NPO等支援組織の活動の在り方、現地で支援を行う際に準備・確認すべきことなどを示している。

①	支援は地元の意向に配慮することを前提に対応を考えること。
②	支援は被災した地域内での対応を中心とし、原則外部からの応援は遠隔対応を主体とすること。
③	現地災害対策本部や行政等の要請がある場合、支援に必要なノウハウを有する支援者が被災地で活動することがあること。

### ②「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」(社会福祉法人全国社会福祉協議会 作成)

新型コロナウイルス感染症の影響下における災害ボランティアセンター（以下この節において「災害VC」という。）の設置・運営に関して、下記をポイントとして示している。

①	<p>【災害VCの設置・運営】</p> <p>災害VCの設置については、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を踏まえ、行政と協議し判断すること。</p> <p>災害VCの設置を迅速に判断するため、発災前に市区町村行政と協議し必要事項を決定しておくこと。</p>
②	<p>【ボランティアの募集・受入れの基本的考え方】</p> <p>ボランティアの募集範囲の拡大は、政府の基本的対処方針の考え方のもと、被災地域の住民のニーズや意見・意向等を踏まえ、行政（都道府県及び市区町村）と協議し判断すること。</p>
③	<p>【感染拡大防止に配慮した運営】</p> <p>災害ボランティア活動を実施する際は、感染拡大防止を徹底すること。</p> <p>不特定多数が災害VCに訪れることで密集状況となることがないように事前登録制等の工夫をすること。</p>

## 第2節

## 令和2年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年においても房総半島台風や東日本台風により大規模な被害を受けた。令和2年度では、令和2年7月豪雨、令和2年12月～令和3年1月の大雪、令和3年福島県沖を震源とする地震等により顕著な被害が発生した。特に令和2年7月豪雨では、九州、中部、東北地方を始めとした広範囲の地域において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらした。また、12月以降、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪が少ない九州や四国でも積雪となったところがあった。

令和2年に発生した主な災害



出典：水害レポート2020（国土交通省）

## 2-1 令和2年7月豪雨による災害

### (1) 概要

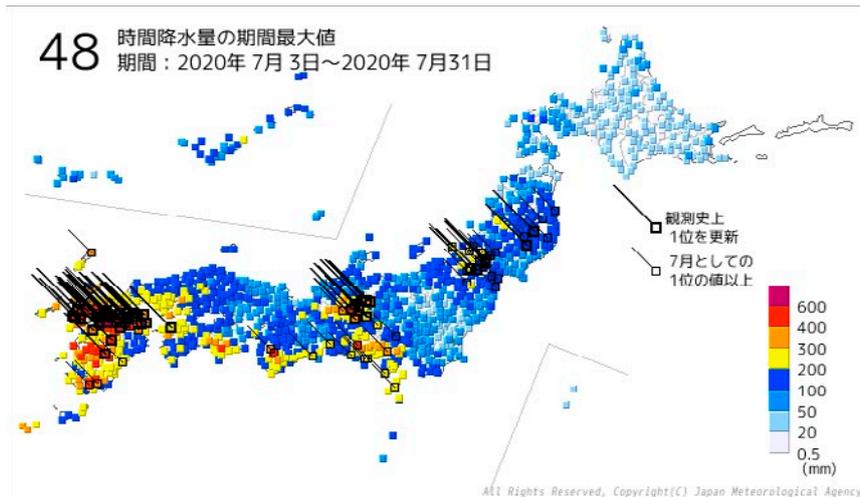
令和2年7月3日から8日にかけて、梅雨前線が華中から九州付近を通って東日本にのびてほとんど停滞した。前線の活動が非常に活発で、西日本や東日本で大雨となり、特に九州では4日から7日にかけて記録的な大雨となった。また、岐阜県周辺では6日から激しい雨が断続的に降り、7日から8日にかけて記録的な大雨となった。気象庁は、熊本県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、岐阜県、長野県の7県に大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。

その後も前線は本州付近に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で雨の降る日が多くなった。特に13日から14日にかけては中国地方を中心に、27日から28日にかけては東北地方を中心に大雨となった。

7月3日から7月31日までの総降水量は、長野県や高知県の多い所で2,000ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値となった。

そして、令和2年7月豪雨は新型コロナウイルス感染症の影響下において、初めての大規模な災害となった。

48時間降水量の期間最大値（7月3日～31日）



主な期間降水量（7月3日～31日）

都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量
			(mm)
長野県	木曾郡王滝村	御嶽山（おんたけさん）	2135.5
高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬（やなせ）	2032.5
岐阜県	下呂市	萩原（はぎわら）	1810.0
大分県	日田市	椿ヶ鼻（つばきがはな）	1714.5
和歌山県	田辺市	護摩壇山（ごまだんざん）	1672.0

出典：気象庁ホームページより内閣府にて作成

## (2) 被害状況

令和2年7月豪雨により、死者は84名（富山県1名、長野県1名、静岡県1名、広島県2名、愛媛県2名、福岡県2名、長崎県3名、熊本県65名、大分県6名、鹿児島県1名）、行方不明者は2名（熊本県2名）、重傷者は25名（山形県1名、長野県2名、岐阜県1名、広島県2名、福岡県5名、長崎県1名、熊本県12名、大分県1名）、軽傷者は55名となった。住家被害は、全壊が1,620棟、半壊・一部損壊が8,103棟、床上・床下浸水が6,825棟であった（消防庁情報、令和3年2月26日現在）。

（参照：[https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/210226\\_ooame56.pdf](https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/210226_ooame56.pdf)）

### 人的・住家被害（令和3年2月26日現在）

■人的被害				■住家被害						
	死者	行方不明者	重軽傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
広島	2	0	3	山形	1	62	7	150	555	
福岡	2	0	9	岐阜	6	36	85	31	304	
長崎	3	0	1	福岡	14	992	977	681	1,920	
熊本	65	2	47	熊本	1,489	3,097	2,031	301	441	
大分	6	0	2	大分	68	209	202	129	469	
その他	6	0	18	その他	42	113	292	360	1,484	
合計	84	2	80	合計	1,620	4,509	3,594	1,652	5,173	

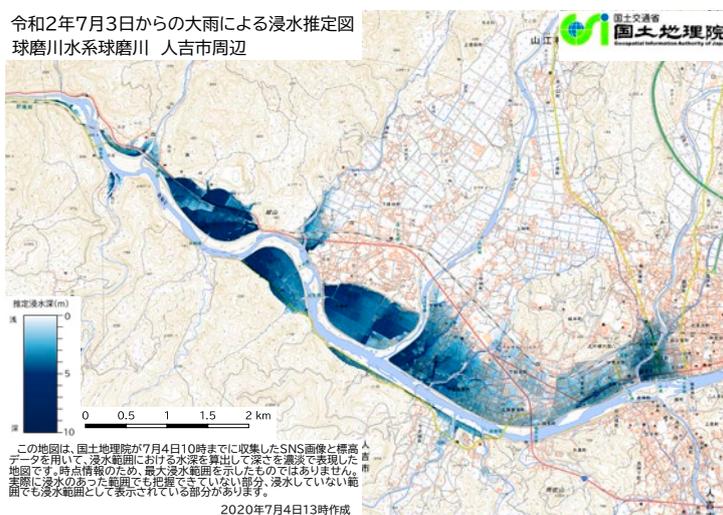
出典：内閣府資料

また、九州地方、東海地方及び東北地方を中心に停電や断水が生じ、熊本県では約8,800戸（最大）の停電、約27,000戸（最大）の断水が発生した。加えて、通信障害の発生などのライフライン、道路や鉄道等の交通インフラ、農作物等にも大きな被害が生じた。

国が管理する7水系10河川、県が管理する58水系193河川で決壊等による氾濫が発生し（国が管理する1河川2ヶ所、県が管理する3河川3ヶ所では堤防が決壊）、がけ崩れや土石流等の土砂災害が961件発生した。

熊本県球磨村では特別養護老人ホーム千寿園の入居者14名が浸水被害により死亡し、この災害の死者の約8割が65歳以上となるなど、高齢者の被害割合が高かった。

### 令和2年7月豪雨による浸水推定図 【球磨川（人吉市付近）】



出典：国土地理院資料

## 令和2年7月豪雨の被害状況



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（人吉市）の浸水被害（内閣府資料）



熊本県（球磨村）の浸水被害（内閣府資料）

また、災害救助法の適用団体は9県98市町村に上った。熊本県の市町村を中心に、合わせて34府県において避難指示（緊急）及び避難勧告が発令され、ピーク時における避難所での避難者数は10,963人超に達した（内閣府、消防庁情報）。

### （3）政府等の対応

政府は、最初の大雨特別警報が発令された令和2年7月4日4時50分に、安倍内閣総理大臣（当時）から「国民への適時的確な情報共有」、「避難支援等の事前対策」、「被害が発生した場合の政府一体となった災害応急対策」に関する指示を行うとともに、同日から関係閣僚会議を開催し、さらに同日に熊本県庁と鹿児島県庁へ内閣府調査チームを派遣した。警察、消防、自衛隊、国土交通省等においても、発災直後から全国の部隊等を被災地に派遣し、救出救助活動や二次災害防止活動、生活支援等を実施した。

7月5日には安倍内閣総理大臣（当時）出席のもと第1回の「令和2年7月豪雨非常災害対策本部」を開催した（同月30日まで同会議を計12回）。

7月13日には、安倍内閣総理大臣（当時）及び武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が熊本県の現地視察を実施した。加えて、武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が5県（同月4、5、8日：熊本県、7、15、16日：福岡県、9日：鹿児島県、16日：大分県、23日：岐阜県）、小此木内閣府特命担当大臣（防災）が熊本県（9月26日）の現地視察を実施した。

7月6日には、各府省の事務次官級職員を構成員とする「被災者生活・生業再建支援チーム」が、安倍内閣総理大臣（当時）からの指示のもと設置され、同月30日に被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策を取りまとめた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を決定した。また、同月14日には約22.1億円、同月31日には対策パッケージの策定と合わせて1,017億円の予備費の使用を閣議決定した。

被災自治体に対しては、政府から生活に必要な物資や感染症対策物資（マスク、消毒液、パーティション等）を調達・発送し、被災された方々の支援（プッシュ型支援）も行った。この際、令和2年4月から運用が開始されていた「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、あらかじめ被災自治体が登録していた在庫情報をもとに、従来よりも効率的に物資が輸送された。

激甚災害の指定については、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害として、令和2年8月25日に指定政令の閣議決定を行った（附属資料14-1（附-26～28頁）参照）。

この他、「応急対策職員派遣制度」に基づく被災自治体への応援職員の派遣が行われ、熊本県内の被災8市町村の災害マネジメントを支援するため、10県市から延べ約460名の総括支援チームを派遣し、災害対策本部の運営支援等を行った。また、同被災市町村への対口支援団体を決定し、11県市から延べ約5,900名の応援職員を派遣し、罹災証明に係る家屋調査等の支援を行った。



令和2年7月豪雨非常災害対策本部（第1回）



現地視察を行う安倍内閣総理大臣（当時）と  
武田内閣府特命担当大臣（防災）（当時）

## 2-2 令和2年7月豪雨における避難所等の対応について

令和2年7月豪雨の災害で得られた被災地での経験やノウハウについては、今後の災害対応に活かしていくため、新型コロナウイルス感染症の影響下での対応の観点も含め取りまとめて全国の地方公共団体に通知した。

### （1）新型コロナウイルス感染症の影響下における避難所運営

令和2年7月豪雨は、新型コロナウイルス感染症の影響下における初めての大規模災害となった。避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、それまで通知等により、新型コロナウイルス感染症の影響下において必要な対応等について地方公共団体の取組を促してきたこともあり、3つの密の回避を図るため、避難所におけるレイアウトの例やQ&A等の通知も踏まえ、マスクや消毒液などの避難所の衛生管理や、パーティション、段ボールベッド等による避難者の十分なスペースの確保だけでなく、受付時は検温・問診を行い、その結果に応じて専用スペースを割り当てるなどの健康管理や発熱者への対応が行われた。政府においては、被災地のニーズを踏まえ、非接触型体温計やパーティション等のプッシュ型支援などを行った。

新型コロナウイルス感染症対策のため、避難所においては、従来に比べ一人当たりのスペースをより広い面積で確保することが必要となり、従来想定していた収容人数を大幅に下回ったことから、発災当初は予定していなかったスペースを避難所として利用することとした施設もあったが、避難所における感染症対策等は概ね適切に行われた。

また、令和2年7月豪雨は夏季の災害であることから、避難所における熱中症を防止するため、暑さ対策を講じるように促した。



段ボールベッドの活用（内閣府資料）



パーティションの活用（内閣府資料）

### 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組例

<p><b>1. 避難者の健康管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受付時にチェックリストによる問診、検温を実施</li> <li>➢ 1時間ごとに巡回、声掛けを実施し、健康状態を把握</li> <li>➢ 受付時の聞き取り、毎朝の健康状態確認、検温の実施</li> <li>➢ 非接触型体温計で検温、アルコール消毒の実施</li> <li>➢ 受付時の問診の結果に応じて専用スペースを割当て</li> <li>➢ 一般の避難者スペースでは、パーティションによる区画ごとに番号管理</li> <li>➢ 各避難所に保健師やDMATが巡回</li> <li>➢ 看護師や医療スタッフが常駐し、健康チェックを実施</li> </ul>	<p><b>2. 避難所の衛生管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マスク、消毒液のほか、ゴミ袋、手袋、タオル、フェイスシールドを用意</li> <li>➢ 避難者配用のマスク、ウェットティッシュのほか、施設内の定期的な消毒用除菌シートを準備</li> <li>➢ テーブルやドアノブ、トイレ、階段手すり等の消毒</li> <li>➢ 清掃時に、次亜塩素酸で消毒</li> </ul>
<p><b>3. 避難者スペースの十分な確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ パーティションやテープ等を利用して区画を示し、避難者のスペースを確保</li> <li>➢ 家族間の間は2m離すよう世帯ごとのスペースを配置</li> <li>➢ 世帯ごとにテントを設置</li> </ul>	<p><b>4. 発熱者等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 専用スペースの確保のほか、専用トイレ、動線も確保</li> <li>➢ 発熱者や基礎疾患を持つ避難者には、避難所に隣接する別施設を準備</li> <li>➢ 症状をみて、避難所ではなく病院へ緊急搬送</li> <li>➢ 発熱者は別室に隔離。その後、保健所に相談したり、救急の場合は病院へ搬送</li> <li>➢ 発熱者等専用の避難所を確保し、保健師を配置</li> </ul>
<p><b>5. ホテル・旅館等の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県主導で、避難所に避難した要配慮者にホテル・旅館の希望を聴取し、県の宿泊団体と調整して県内全域の受入れ可能なホテル・旅館を紹介</li> <li>➢ 隣接県のホテル・旅館を活用</li> </ul>	<p><b>6. その他、県や市町村同士による調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発災後、県内の全ての避難所において、新型コロナウイルス感染症防止対策についてチェックリストを用いて一斉確認。</li> <li>➢ 避難所ごとの状況を把握するため、県が避難所カルテ（統一フォーマット）を作成。避難所外避難者数（車中泊、自宅、親戚等宅ごとの人数）や、高齢者・発熱者等の人数などの記載欄も設定。</li> <li>➢ 隣接市町村の施設を福祉避難所として活用。</li> </ul>

出典：内閣府資料

## (2) ホテル・旅館等の避難所としての活用

令和2年7月豪雨においては、熊本県では、球磨川沿いの市町村に被害が集中したことにより、避難所を確保するために当該市町村外の施設（旧校舎等）を借りた取組が行われた。

また、熊本県は、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入れ可能なホテル・旅館を確保し、借上げ等に係る費用について、災害救助法による国庫負担の対象とするとともに、熊本県が主導して要配慮者等の避難者を斡旋した。さらに、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力の下、被災したホテル・旅館を応急的に修理し、避難所として活用する取組を行った。

## (3) 避難所外避難者の支援

避難所は、地域の支援拠点として、避難所外避難者を含めた被災者に対する情報発信の場となるとともに、情報を収集する場所や必要な物資を受け取る場所となるので、適切な対応が可能となるよう準備が必要である。

令和2年7月豪雨においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自宅や親戚・知人宅等への避難を促したことや、孤立集落が発生したこと等から、避難所外避難者が相当数おり、熊本県内

の各被災市町村においては、行政に加え、自治会等の地縁団体、医療、福祉関係団体とも連携しながら様々な手法により、避難所外避難者の把握に努め、必要な物資や医療、介護などのサービスの支援が行われた。具体的には、

- ①要介護高齢者等の避難行動要支援者に対しては、ケアマネジャー等による安否や健康状態の把握等を実施
- ②高齢者・障害者世帯等に対しては、保健所等において民生委員等からの情報等を踏まえた家庭訪問を実施
- ③その他の世帯については、罹災証明書の申請時等に、避難者とその必要な支援を把握など、避難者に応じた状況把握・支援等が行われた。

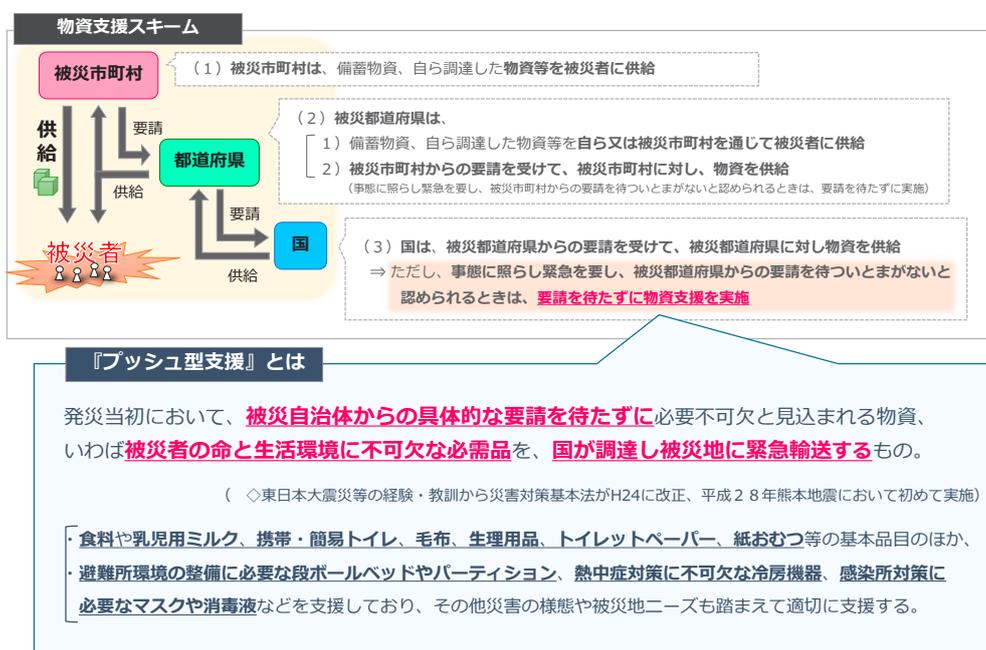
## 2-3 令和2年7月豪雨におけるプッシュ型支援の取組について

### (1) プッシュ型支援

大規模災害発生時には、被災自治体において正確な情報把握に時間を要するとともに、民間の物資の供給能力が低下することなどから、被災自治体のみでは必要な物資を迅速に調達することが困難である。

このような場合に、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援により、避難所等へ物資支援を行っている（これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等において実施。）。

#### 災害時の物資支援について



出典：内閣府資料

令和2年7月豪雨では、熊本県に対して約137万点の物資の支援を行った。具体的には、飲食物のほか、避難所の環境改善に必要な段ボールベッド、熱中症対策に必要な冷房機器、新型コロナウイルス感染症対策に必要なパーティションや非接触型体温計など、被災地のニーズを踏まえ必要な物資支援を実施した。

## 令和2年7月豪雨での熊本県に対するプッシュ型支援品目

品目	数量 (到着ベース)	品目	数量 (到着ベース)
食料 (バックご飯、レトルト食品等)	118,679 点	布製パーティション	1,939 個
飲料 (水、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュース等)	199,554 点	テント型パーティション	120 個
段ボールベッド	1,500 個	非接触型体温計・体温測定器	208 点
冷房機器 (クーラー、スポットクーラー)	316 台	その他感染症対策用品 (大人・子供用マスク、消毒液、フェイスシールド等)	17,860 点
仮設・簡易トイレ (仮設は洋式・多目的含む)	80 点		
育児・介護用品 (おしりふき、おむつ、ほ乳瓶、車いす等)	5,460 点		
応急資材 (土のう、防塵マスク・ゴーグル、ブルーシート等)	747,790 点		
電化製品 (冷蔵庫、洗濯機、LEDランタン等)	2,968 点		
その他生活用品等 (衣類、下着、寝具、生理用品、清掃用品、各種雑貨等)	271,138 点		

### ○避難所の迅速な環境改善・感染症予防に貢献



出典：内閣府資料

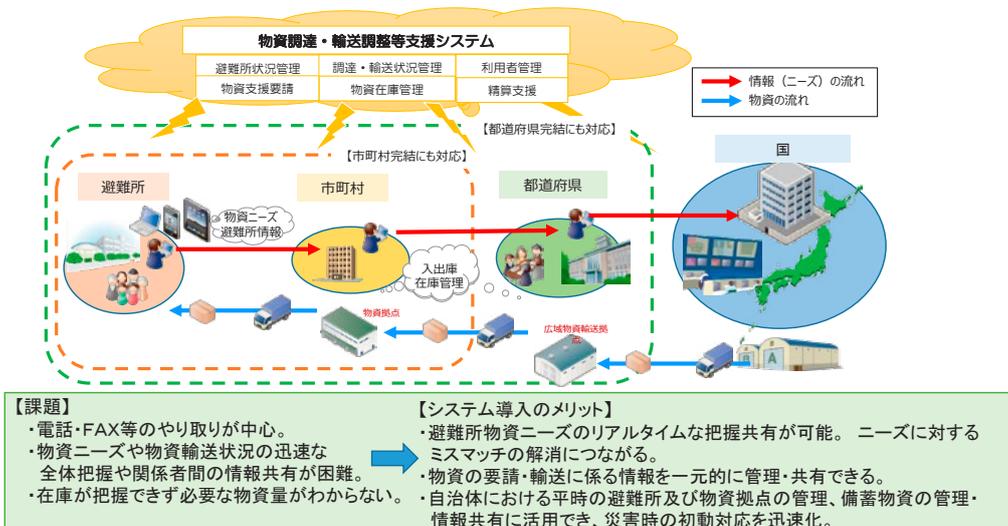
## (2) 物資調達・輸送調整等支援システム

内閣府は、国、都道府県、市町村の三者がリアルタイムで物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することができる物資調達・輸送調整等支援システムを構築し、令和2年度から運用を開始した。

また、令和3年3月に、「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」に該当する都府県・市区町村を対象に、自治体職員のシステム操作習熟等を目的として、南海トラフ地震を想定した「物資調達・輸送調整等支援システム」の操作及び情報伝達訓練を実施した。

## 物資調達・輸送調整等支援システムの概要

- このシステムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの
- 都道府県及び市町村の物資拠点や避難所の物資情報(ニーズ、調達・輸送状況等)を国・都道府県・市町村で共有できるよう開発し、2020年度より運用開始



出典：内閣府資料